

越前浜自治会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、越前浜自治会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務所は、新潟県新潟市西蒲区越前浜5320番地6（越前浜公会堂）に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、新潟市西蒲区越前浜の区域（以下「区域」という。）とする。

(目的)

第4条 本会は、以下に掲げるような地域的共同活動を行うことにより、会員の福祉増進、地域振興を図ることを目的とする。

- (1) 衛生的で住み良い環境の整備・保全
- (2) 区域内の施設整備の管理・整備
- (3) 区域内の会員相互の連絡及び広報活動
- (4) 会員の相互扶助及び親睦
- (5) 所有資産の管理運営
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員、賛助会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする。

- 2 本会は、前項で定める他に本会の活動を賛助する法人、団体及び個人を賛助会員とすることができる。
- 3 賛助会員は、決議権を有しない者とする。

(会費)

第6条 会員が帰属する世帯の代表者及び賛助会員は、総会で定める会費（万雑費）を納入しなければならない。（以下「会費」という）

- 2 会員がすでに納めた会費は、これを返納しない。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んでは
ならない。

(退会)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。
- (1) 区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときには、その資格を喪失する。

(会員の権利及び義務)

- 第9条 本会の会員は、次の権利及び義務を有する。
- (1) 本会の運営に関する自由な意見の発表
 - (2) 本会が得た有形無形の利益の享受
 - (3) 規約に基づく諸会議に出席し、議決権を行使すること
 - (4) 会則に基づく諸会議で決定した事項に従うこと

第3章 役員

(役員)

- 第10条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1人
副会長 1人
その他の役員 5人（会計1・庶務1・神徒総代1・土木防災2）
（『以上を役員（会）という。』）（『以上を役員会とする。』）
監事 2人

(役員を選任)

- 第11条 会長は、会員による選挙で選任する。
- 2 会長以外の役員は、推薦会議で選出する。
 - 3 監事は、役員、組長の合同会議の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 4 推薦会議の構成は20名以内とし、次の通りとする。
 - (1) 組長、農業委員、農家組合長、及び役員が認めたもの。
 - 5 役員は、それぞれ改選年度の1月25日までに改選する。

(選挙者)

- 第12条 選挙者は、投票日において、第6条で定める会費を納めた会員とする。

(選挙管理委員会)

- 第13条 会長は、選挙年度において役員に図り、12月20日までに選挙管理委員5名を委嘱する。

2 選挙管理委員長（以下「委員長」という。）は、委員の互選とする。

（会長選挙）

第14条 会長選挙は、単記無記名とする。

- 2 会長立候補者がいない場合は、委員長は直ちに会長に報告し、推薦会議が会長を選任する。
- 3 委員長は、1月13日迄に投票日、その他必要事項を公示しなければならない。
- 4 委員長は、委員会に諮り、有効投票者数を決める。

（役員職務）

第15条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時は、その職務を代行する。
- 3 会計は、出納及びその他会計事務処理、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 庶務は、会務を執行し、記録する。
- 5 神徒総代は、神明社に関する管理、事務を処理する。
- 6 土木防災は、区域の土木・安全・防災管理をする。
- 7 監事は、会計及び資産の状況を監査する。

（役員任期）

第16条 役員任期は、3年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 最後の任期期日は、改選年度の1月31日とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員欠員とその任期）

第17条 会長以外の役員任期中に欠員が生じた時は、役員と推薦会議委員との合同会議で選任する。但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（役員報酬）

第18条 役員報酬は、役員、組長合同会議で立案し、総会の承認を得て支給する。

第4章 総会

（総会の種別）

第19条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 資産の管理状況
- (4) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年決算終了後、特別の場合を除き2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合開催する。

- (1) 会員の3分の1以上から要請があったとき。
- (2) 会員から、本会運営に関する重要な意見の申出があり、会長はその内容を役員会に図り、必要と認めたとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項により、請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の書記)

第25条 総会の書記は、その総会に出席した会員のなかから選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、出席すべき会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決、承認)

第27条 総会の議決、承認は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第28条 会員は、総会において、各々委任状、書面決議書を含め1個の議決権を有する。但し、次の各号を除く事項については、会員の議決権は、会員の所属する世帯毎で1個とする。

- (1) 会則の変更に関する事。
 - (2) 財産処分に関する事。
 - (3) 解散に関する事。
- 2 止むを得ない理由のため、総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面議決書をもって表決し、又は他の会員を委任者として表決することができる。
 - 3 委任状、書面議決書における定足数及び議決の運用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 1 日時及び場所
 - 2 会員の現在数及び出席者数（書面議決書、委任状含む）
 - 3 開催目的、審議事項及び議決事項
 - 4 議事の経過の概要及びその結果
 - 5 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

- 第30条 役員会は、幹事を除く役員をもって構成する。

(役員機能)

- 第31条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員招集)

- 第32条 役員会は月2回とし、その他会長が必要と認めるときに招集する。

(役員会の議長)

- 第33条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第34条 役員会には、第26条、第27条、第28条第2項から第3項まで及び第29条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 組長会議

(組長の選出)

第35条 組長は、本会を12組に分け、組の互選により選出する。

(組長の職務)

第36条 組長は、組に班長を若干名を置き、会務執行の補助をする。

(組長の任期)

第37条 組長、班長の任期は2年とする。

(組長の報酬)

第38条 組長の報酬は、役員、組長の合同会議で立案し、総会の承認を得て支給する。

第7章 特別委員会

第39条 本会にとって、特に必要な案件が生じた時、それを処理するため設置する。
2 特別委員会の構成は、役員、組長の合同会議で決める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 協力金
- (4) 補助金
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、財産目録に記載された資産以外は、役員会の決議に基づいて、会長、副会長、及び会計がこれを管理する。

- 2 本会の資産以外の共有財産の管理は、別に定める越前浜共有財産管理要項によるものとする。

(資産の処分)

第42条 本会の資産で、第40条(1)に掲げるものを処分し、又は担保に供する場合は、総会に於いて委任状、書面議決書を含めた総会員の3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は、資産をもって充てる。

(資産台帳の整理)

第44条 会長は資産台帳を、毎年整理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の決議を経て定めなければならない。

- 2 会計年度開始前に事業計画及び収支予算の総会における決議が得られない時は、当該決議が得られるまでの間、会長は、前会計年度を基準として収入支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第46条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が資産目録とともに監事の監査を得て毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第47条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第48条 この会則は、総会において総会員の3分の2以上の決議を得、かつ新潟市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第49条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の3分の2以上の決議を得て、地方自治法第260条の31の規定により処分する。

第9章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第51条 この会には、次の帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿(会費徴収簿)
- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 資産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類

(委任)

第52条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て役員会が別に定める。

(付則)

- 1 この会則は、平成20年12月15日から施行する。(設立認可のあった日)
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度は、第47条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成20年12月31日までとする。